

# 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画  
次世代育成支援行動計画  
新・放課後子ども総合プラン  
母子保健計画



令和2年3月  
志木市



## 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画とは？

### 計画策定の背景

子どもは、次の時代を担うかけがえのない存在です。子どもが安心して育つことができる環境、また、子どもを安心して産み育てることができる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

国では、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において保育士の処遇改善や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進しているほか、平成29年の「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに全国の待機児童解消を目指すことを掲げており、令和元年には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、積極的な取組を進めています。

本市においては、平成21年度に「志木市子育ていろはプラン～次世代育成支援推進行動計画(後期計画)～」を策定したのち、国の新制度に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成27年度から令和元年度を計画期間とする「志木市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

この間、第1期計画に基づき、「笑顔かがやく すくすく志木っ子 地域みんなで育てよう」を目指して、市民、地域、関係機関、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が変化していることや、第2期の市町村支援事業計画作成にあたっての基本指針の改正等、国の新たな動向や市の実情を踏まえ、この度「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

### 計画の位置づけ

本計画は以下の法的根拠に基づく計画です。



- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画
- 母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための「母子保健計画」

上位計画である「志木市将来ビジョン」、福祉分野の最上位計画である「志木市地域福祉計画」をはじめ、関連する「いろは健康21プラン／志木市食育推進計画／志木市歯と口腔の健康プラン」、「志木市障がい者計画」、「志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画」、「志木市男女共同参画基本計画」などとの整合、連携を図ります。

### 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

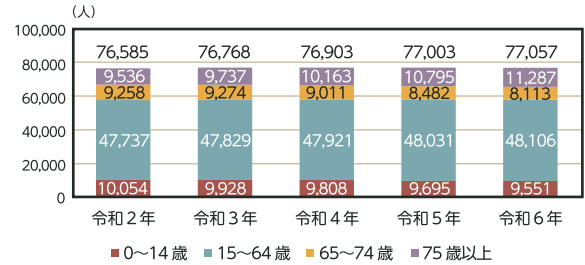


# 志木市の子ども・子育てを取り巻く状況

## 現状 1 総人口は微増傾向だが、児童人口は概ね減少

### ◆人口4区分の推計

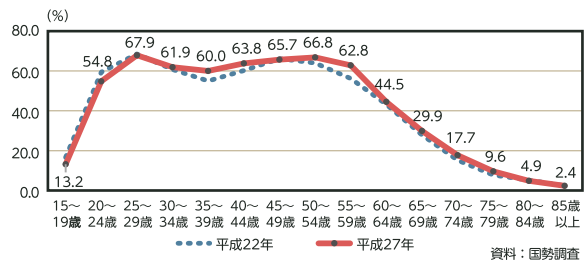
志木市の総人口は微増していくことが見込まれる一方、児童人口は平成29年をピークに減少しており、今後も概ね減少していくことが見込まれています。



## 現状 2 女性の就業率の上昇

### ◆女性の就業率の推移

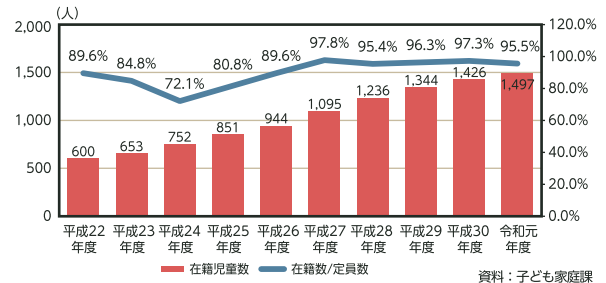
出産・子育てを迎える人が多くなる30~49歳までが一時的に低くなる「M字カーブ」を描いていますが、平成22年に比べてその落ち込みはゆるやかになっています。



## 現状 3 認可保育園の在籍児童数の増加と待機児童数の減少

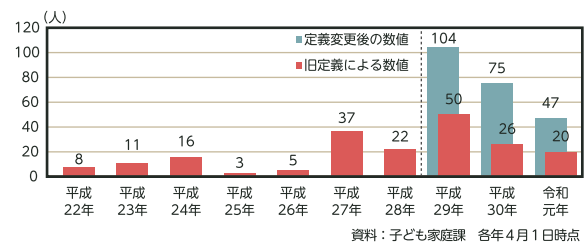
### ◆認可保育園在籍児童数の推移

定員数の増員を図ったことに伴い、平成24年度の定員数に占める割合は一度減少しましたが、それを受け在籍数も増加したため平成27年度以降は90%を超えて推移しています。



### ◆待機児童数の推移

平成25年に3人となりましたが、以降は増減を繰り返しています。年齢別にみると、1歳児・2歳児の割合が高く、令和元年は全体の約85%を占めています。



## 現状 4 放課後志木っ子タイムの利用ニーズの増加

本市においては、児童の放課後の居場所づくりのさらなる拡充を目指し、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）と放課後子ども教室を一体的に実施する放課後志木っ子タイムを平成30年度から開始しており、令和元年度現在、市内6校で実施しています。導入校では、学童保育クラブから放課後志木っ子タイムに移行する児童が増えており、放課後志木っ子タイムの利用ニーズは増加傾向にあります。



## 計画の基本的考え方

### 基本理念

本市が平成27年3月に策定した第1期計画では、地域全体の支援を得ながら子どもの育ちを本市全体で支えていき、子どもたちの笑顔がきらきらと輝くことを願って、取組を推進してきました。

近年、共働き世帯の増加による仕事と子育ての両立や、介護と子育てのダブルケア、虐待、貧困等、子育て家庭の抱える課題は多様化している一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民などから日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい人が多くなってきています。このような中で、家庭、学校、地域、職域など全ての分野に関わる人それぞれが、地域における生活課題を解決するために相互に協力していくことが重要となっています。

こうした考えのもと、多様な問題・課題への対応や、切れ目のない子育て支援施策の展開を目指して、本計画の基本理念を下記のとおり定めました。



笑顔かがやく 志木っ子すくすく 地域みんなで育てよう

### 基本的な視点



#### 1 子どもの人権の尊重と最善の利益の実現

子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障される社会を目指します。

#### 2 切れ目のない支援体制の強化

妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を目指します。

#### 3 子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応と複合的な支援

多様化する問題や環境を的確にとらえた対応を行うとともに、子育ての経験を通じて「親育ち」が促進される取組を強化します。また、(仮称)基幹福祉相談センターにおいては、分野を超えた地域生活課題について、一次相談機関と連携した相談に応じ、複合的な支援の提供を目指します。

#### 4 男女共同参画による子育ての実現

男女共同参画の推進や、待機児童の解消や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を促すなど、男女が共同で子育てができる環境づくりを目指します。

#### 5 “市民力”を生かした子育て支援

社会のあらゆる分野における全ての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し役割を果たすことができるよう、「自助」、「互助」、「共助」といった“市民力”を活用しつつ、市が行う「公助」と連携した子育て支援を目指します。

## 重点施策

### 1 公立保育園の在り方の検討

老朽化が著しい公立保育園の現状などを踏まえ、厳しい財政状況の中、限られた財源の中で、多様化する子育てニーズにきめ細かく対応するため、公立保育園の在り方を検討します。



### 2 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

子どもの最善の利益を第一に考え、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努めることで、子どもに関する質の高い教育・保育を提供します。

### 3 保育施設の適正配置

今後、子どもの数は減少傾向にあることから、保育需要と供給のバランスをしっかりと見極め、保育施設の適正配置に努める必要があります。また、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化事業による潜在的な保育ニーズの影響を鑑み、必要に応じて、計画の見直し等を行います。

### 4 子どもの遊び場の確保

子どもの遊び場は市内全域で少ない傾向にあるほか、児童センターについては志木地区にはないことから、今後、児童センター等の遊び場の確保策を講じていきます。



### 5 児童虐待への対応

全ての児童が、「児童の権利に関する条約」に則り、「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者に対する支援を強化するとともに、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、要保護児童対策地域協議会のネットワークを積極的に活用し、必要な措置を講じます。



# 基本施策の体系および展開

## 基本施策の体系

笑顔ががやく

志木っ子すくすく

地域みんなで育てよう



目標

施策の方向

1

親子の健やかな育ちへの支援  
(母子保健計画を含む)

- 1 妊娠・出産時の支援  
(しきっ子あんしん子育てサポート事業)
- 2 母子の健康管理  
(しきっ子あんしん子育てサポート事業)
- 3 青少年健全育成
- 4 食育の推進

2

豊かな心を育む教育環境の整備  
(新・放課後子ども総合プランを含む)

- 1 就学前教育の充実
- 2 学校・家庭・地域社会と連携した教育の充実
- 3 魅力ある学校づくり
- 4 放課後の活動支援

3

子育てしやすい生活環境の整備

- 1 情報提供の充実
- 2 相談体制の充実
- 3 子どもも自分も大切にすることができる場所づくり
- 4 仕事と家庭の両立支援
- 5 交通安全・防犯活動の推進

4

配慮を必要とする  
子ども・家庭への支援

- 1 経済的支援の充実
- 2 子どもの貧困対策の推進
- 3 児童虐待防止対策の推進
- 4 発育・発達が気になる子どもへの支援
- 5 配慮が必要な児童・生徒への支援

5

地域全体で見守る体制づくり

- 1 地域の活動団体との協働
- 2 地域の交流促進
- 3 多様な体験機会の創出

## 基本施策の展開



### 目標 1 親子の健やかな育ちへの支援（母子保健計画を含む）

#### ▶ 基本的な方向性

妊娠・出産に関する精神的な不安や負担の軽減、母子の健康の保持増進に向けて、しきつ子あんしん子育てサポート事業を中心とする子どもの発育・発達や子育てに関する正しい知識の普及、相談体制の充実を図り、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を推進します。

また思春期については、児童・生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、青少年の健全育成を推進します。

さらに、食の大切さや正しい食習慣の重要性への理解を深めるため、栄養相談や教室、発育・発達段階に応じた食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しさを身に付けられるよう取り組みます。

#### ▼ 指標及び目標値

指標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	95%	97%
子どもの社会性の発達過程を保護者が知っている割合(健やか親子 21(第 2 次)アンケートより)	〈3 か月児〉 88.8% 〈3 歳児〉 78.9%	90%

### 目標 2 豊かな心を育む教育環境の整備（新・放課後子ども総合プランを含む）

#### ▶ 基本的な方向性

幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むため、地域に開かれた特色ある幼稚園の活動を支援するとともに、引き続き幼稚園・保育園・小学校の連携に努め、発達段階を踏まえた継続教育を進めていきます。

また、未来を担う子どもたちの健やかな成長を促すために、家庭の教育力を高めるとともに、学校や地域との連携、本市独自の取組など魅力ある学校づくりに取り組みます。

さらに、全ての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進します。

#### ▼ 指標及び目標値

指標	現状値(令和元年 5 月 1 日)	目標値(令和 6 年度)
学童保育クラブの待機児童数	18 人	0 人
放課後志木っ子タイム登録者数	1,543 人	4,211 人

### 目標 3 子育てしやすい生活環境の整備

#### ▶ 基本的な方向性

今後も引き続き子育て支援センターや教育サポートセンターを中心とした情報提供、総合相談の場としての機能向上に努めるとともに、子育てに伴う保護者の心理的・身体的負担の軽減や、男女共同参画意識の啓発、企業に向けた働き方改革等、仕事と家庭の両立支援に取り組みます。

また、子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、地域防犯体制の推進に向けた人材や地域の協力の確保に努めるとともに、交通安全教育、公園や道路環境の整備を推進します。

#### ▼ 指標及び目標値

指標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(健やか親子 21(第 2 次)アンケートより)	〈3 か月児〉 84.9% 〈1 歳 6 か月児〉 71.7% 〈3 歳児〉 70.3%	〈3 か月児〉 92.0% 〈1 歳 6 か月児〉 85.0% 〈3 歳児〉 75.0%
リフレッシュ保育事業利用率	34.4%	37%

## 目標 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援



### ▶ 基本的な方向性

子育て家庭への経済的支援に継続的に取り組むとともに、関係機関との連携により保護者や子どもの生活支援や就労支援、子どもの学習支援を推進します。

また、発育・発達が気になる子どもを早期発見・早期療育につなげることができ、障がいのある子どもが年齢や特性等を踏まえた十分な教育を受けられるよう、支援体制の整備に取り組むとともに、児童虐待の防止に向けた家庭や学校、専門職との連携体制の強化に努めます。

さらに、不登校・引きこもり、外国につながる子どもや家庭が、地域の一員として身近な地域で生活ができるよう、各園・学校においてスムーズに教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

### ▼ 指標及び目標値

指標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
生活困窮者自立支援法に基づく学習支援・生活支援事業参加実人数	〈学習支援〉17 人 〈生活支援〉10 人	増加
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	62.5%	増加
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトによらない子育てをしている親の割合 (健やか親子 21(第 2 次)アンケートより)	〈3 か月児〉 85.9% 〈1 歳 6 か月児〉 73.4% 〈3 歳児〉 62.3%	〈3 か月児〉 95.0% 〈1 歳 6 か月児〉 85.0% 〈3 歳児〉 70.0%

## 目標 5 地域全体で見守る体制づくり

### ▶ 基本的な方向性

地域において子どもや子育て家庭を支える母子保健推進員、食生活改善推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども会等への活動支援や人材育成、連携強化に継続的に取り組みます。

また、気軽に親子が集う交流の場を幅広く展開し、子育て不安の解消や、問題の早期発見・早期支援に努めるとともに、子育てサークル等市民の自主的な活動を支援します。

さらに、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験活動の機会を提供し、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支援します。

### ▼ 指標及び目標値

指標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
子育て支援センター利用者数	延べ 57,114 人	延べ 57,600 人
民間の保育園・認定こども園・幼稚園における世代間交流事業実施施設数	6 施設	8 施設





## 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- ◆本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の提供区域を設定するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、平成30年度に実施した「子育て支援についてのアンケート調査」や「健やか親子21(第2次)アンケート調査」の結果、各事業の利用実績等を踏まえ、5年間の量の見込みを算出し、それに対応するための提供体制と確保策を定めました。

### (1) 教育・保育に関する施設・事業

(単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
量の見込み	1,471	697	161	719	1,406	667	179	782	1,373	651	189	792	1,304	618	200	807	1,280	607	209	822	
確保の内容	認定こども園 幼稚園 保育園	1,524	838	167	594	1,524	919	170	630	1,524	919	176	654	1,524	919	182	678	1,524	919	188	702
地域型保育事業			35	124			35	124			35	124			35	124			35	124	






### (2) 地域子ども・子育て支援事業

上段：量の見込み 下段：提供体制

子ども・子育て支援法上の事業区分	関連事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業 (延長保育事業)	延長保育	利用者数 (人/年)	891	917	937	954	982
			891	917	937	954	982
放課後児童健全育成事業	学童保育クラブ	利用者数 (人/年)	366	362	357	353	342
			510	510	510	510	510
放課後児童健全育成事業・ 放課後子ども教室一体化 事業	放課後志木っ子タイム	登録者数(人/年)	2,403	2,861	3,314	3,796	4,211
		参加者数 (人/年)	519	632	749	877	996
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	利用者数 (人/年)	56,111	55,201	53,531	52,466	51,566
			56,111	55,201	53,531	52,466	57,566
一時預かり事業及び 預かり保育事業	預かり保育	利用者数 (人/年)	45,937	44,043	43,024	40,849	40,054
			45,937	44,043	43,024	40,849	40,054
	保育園の一時預かり リフレッシュ保育 ファミリー・サポート・センター 未就学児	利用者数 (人/年)	7,378	7,102	6,945	6,589	6,446
			7,378	7,102	6,945	6,589	6,446
子育て短期支援事業	緊急サポートセンター事業	利用者数 (人/年)	12	12	12	11	11
			12	12	12	11	11
病児・病後児保育事業	緊急サポートセンターにおける 病児・病後児の預かり 保育園における病後児の預かり	利用者数 (人/年)	45	43	42	41	40
			45	43	42	41	40
ファミリー・サポート・ センター事業	小学校低学年	利用者数 (人/年)	1,508	1,508	1,508	1,508	1,404
		1,508	1,508	1,508	1,508	1,404	
	小学校高学年	利用者数 (人/年)	364	364	364	364	364
			364	364	364	364	364
利用者支援事業	基本型	箇所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
	母子保健型(しきっ子あんしん 子育てサポート事業)	箇所	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	利用者数 (人/年)	648	635	617	611	601
			648	635	617	611	601
養育支援訪問事業及び 要保護児童等に対する 支援に資する事業	養育支援訪問事業	利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1
			3	3	3	3	3
妊婦健康診査	妊婦健康診査	利用者数 (人/年)	651	638	620	614	604
			651	638	620	614	604

# ライフステージごとの主な取組

目標	妊娠前から妊娠期	乳幼児期
<b>1</b> 親子の健やかな育ちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>助産師や保健師による面接相談</li> <li>妊婦健康診査の助成</li> <li>妊婦歯科検診</li> <li>パパママ学級</li> <li>早期不妊検査費・治療費の助成</li> <li>不育症検査費・治療費の助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はじめて赤ちゃん学級</li> <li>乳幼児健康診査</li> <li>各種予防接種の実施</li> <li>むし歯予防教室</li> <li>離乳食教室</li> <li>保育園における食育の推進</li> <li>ランチで食育</li> <li>クーポンランチ事業</li> <li>育児サポート事業</li> <li>産後うつケア推進事業</li> <li>ぴあたいむ</li> <li>こんにちは赤ちゃん訪問</li> <li>おっぱいケア訪問</li> <li>乳幼児健康相談</li> <li>乳幼児出張健康相談</li> <li>乳幼児電話健康相談</li> </ul>
<b>2</b> 豊かな心を育む教育環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの幼児のニーズに応じた支援</li> <li>幼・保・小の連携</li> <li>家庭の教育力向上</li> <li>親の学習プログラムの展開</li> </ul>
<b>3</b> 子育てしやすい生活環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>小児科医師、臨床心理士による相談</li> <li>子育て支援センターにおける相談</li> <li>リフレッシュ保育事業</li> <li>お父さん参加事業</li> <li>ひととき保育事業</li> <li>キッズ・ゾーンの設定</li> </ul>
<b>4</b> 配慮を必要とする子ども・家庭への支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに関する情報提供</li> <li>子どもと家庭の相談室における相談</li> <li>健康相談</li> <li>利用者支援員の配置</li> <li>女性相談・男性相談</li> <li>インターネット等についての相談</li> <li>外国人申請・相談サポート事業</li> <li>男女共同参画に関する啓発活動</li> <li>仕事と生活の調和に関する意識啓発</li> </ul>
<b>5</b> 地域全体で見守る体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・保育園等の保育料等の軽減</li> <li>すくすく相談</li> <li>巡回発達相談</li> <li>親子グループ支援事業</li> <li>ひまわり保育(障がい児保育)事業</li> <li>医療的ケア児保育事業</li> <li>児童手当</li> <li>子ども医療費助成事業</li> <li>児童扶養手当</li> <li>ひとり親家庭等医療費支給事業</li> <li>母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度</li> <li>関係機関の連携強化</li> <li>生活相談センターの充実</li> <li>児童虐待防止ネットワークの充実</li> <li>子ども家庭総合支援拠点の整備</li> <li>母子保健と連携した児童虐待予防</li> <li>子育て支援センターの充実</li> <li>保育園における子育て支援事業</li> <li>保育園等における世代間交流事業</li> <li>講座・研修会時における託児サービス</li> <li>児童センター事業の充実</li> <li>子育てサークル活動に関する相談や情報提供</li> <li>親子で参加できる講座の開催</li> <li>親子で遊ぼう</li> </ul>

小・中学生	高校生	地域・関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>• いのちの支え合いを学ぶ授業 ・ 子どもを取り巻く有害環境対策</li> <li>• 非行防止活動 ・ 保護司による出前講座</li> <li>• 志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト</li> <li>• おやこの食育教室</li> <li>• 小・中学校における食育の推進</li> </ul> 		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の「しよく(食・職)場づくり」担い手育成による食育の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複数・少人数指導体制推進事業 ・ チューター支援員による教育の推進</li> <li>• 放課後志木っ子タイム ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)</li> <li>• 学校応援団の活用 ・ コミュニティ・スクール推進事業</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童センターの充実 ・ 「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う事業</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育相談 ・ 小学校スクールカウンセラーの派遣</li> <li>• 市内各中学校内相談員の配置 ・ スクールソーシャルワーカーによる支援</li> <li>• 家庭科の授業の充実 ・ 防犯ブザーの配布</li> <li>• ふれあい110番の家 ・ 児童の安全確保</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童公園等の整備 ・ 交通安全推進事業・交通安全教育</li> <li>• 自主防犯意識啓発事業 ・ 防犯カメラの設置 ・ 道路の整備</li> <li>• 交通安全施設整備事業 ・ デマンド交通</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「志木っ子サポートシート」を活用した支援を必要としている児童・生徒の把握</li> <li>• 特別支援教育プログラム事業 ・ 特別支援教育スクールカウンセラー巡回訪問</li> <li>• 特別支援教育支援員派遣事業 ・ 適応指導教室(ステップルーム)</li> <li>• ホームスタディー制度 ・ 日本語指導員派遣事業</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学習支援事業 ・ 子ども食堂との連携 ・ 放課後等デイサービス事業</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自立支援教育訓練給付金 ・ 高等技能訓練促進給付金</li> <li>• 早期からの就学相談体制の充実 ・ 発達障がい理解啓発事業</li> <li>• 福祉サービス利用相談 ・ 個別発達相談 ・ 児童発達支援事業</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特に支援が必要な家庭に対する相談の充実 ・ 養育支援訪問事業</li> <li>• 障がい者理解促進事業</li> </ul>		
 <ul style="list-style-type: none"> <li>• もくせいにおける世代間交流事業 ・ 三世代・子育て支援交流会</li> <li>• 郷土・文化に関する学習機会の提供 ・ 環境講座の開催</li> <li>• スポーツ振興委託事業・学校施設開放事業 ・ 社会教育・生涯学習推進</li> <li>• 図書館資料の充実・整備 ・ 子育て支援センター・図書館事業のボランティア</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健推進員連絡協議会</li> <li>• 食生活改善推進員協議会</li> <li>• 民生委員・児童委員、主任児童委員</li> <li>• 子ども会等の活動の促進</li> </ul>



## 計画の推進と評価

### 計画の推進

#### (1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供・推進体制

この計画を推進するにあたり、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制を構築するため下記の4つの取り組みを推進します。

- ◆ 認定こども園の普及
- ◆ 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供
- ◆ 幼保小中連携の取組の推進
- ◆ 施設等利用給付の円滑な実施

#### (2) 計画全体の推進体制

本計画は、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため全庁的に広く連携し、計画を推進します。また、計画の実現にあたっては、市内の子育て支援に関わる家庭をはじめとした保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携強化を図ります。

#### (3) 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの子ども・子育てに関する情報提供については広報紙やインターネットなどを通じて、市民への周知・啓発を図ります。

#### (4) 広域調整や県との連携

保育の広域利用、障がい児への対応など広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合は、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。また、法に基づく事務の執行や行使について必要に応じて、県に対し情報提供等の協力を要請します。

### 計画の評価・検証

本計画における各サービスなどについて見込みと確保の内容のバランスや目標ごとに定めた目標値の達成状況などについては、毎年度児童福祉審議会において点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるよう管理します。点検・評価を行った結果については、市ホームページなどで公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2期志木市子ども・子育て支援事業計画【概要版】 令和2年3月発行

発行 志木市

編集 志木市健康福祉部子ども家庭課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号 TEL 048-473-1111(代表)